

令和5年度認定訓練校育成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第24条第1項（法第27条の2第2項において準用する場合を含む。）の認定を受けた職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）を実施する中小企業事業主、中小企業事業主の団体及びその連合団体（以下「中小企業事業主等」という。）の認定職業訓練の運営に要する経費（以下「運営費」という。）並びに市町村又は法第24条第1項の認定を受けた中小企業事業主の団体若しくはその連合団体（以下「職業訓練実施団体」という。）が、認定職業訓練のための設備（以下「職業訓練共同設備」という。）を設置又は整備する場合、その設置又は整備に要する経費（以下「施設及び設備費」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、当該認定訓練校育成事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(補助対象及び補助金の額)

第2条 運営費に係る補助対象は、中小企業事業主等が行う認定職業訓練（別表に掲げる訓練についての認定を受けたものに限る。以下同じ。）の運営に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとし、補助金の額は、補助対象経費に補助率（3分の2）を乗じて得た額と、別に定める算定基準により算定して得た額のいずれか低い額とする。

- (1) 集合して行う学科又は実技の訓練を担当する職業訓練指導員、講師及び教務職員の謝金・手当に要する経費
- (2) 集合して学科又は実技の訓練を行う場合に必要な建物の借り上げ及び維持に要する経費並びに機械器具等の購入等に要する経費
- (3) 職業訓練指導員の研修及び訓練生の合同学習に要する経費
- (4) 集合して学科又は実技の訓練を行う場合に必要な教科書その他の教材に要する経費
- (5) 集合して学科又は実技の訓練を行う場合に必要な管理運営に要する経費、その他知事が必要かつ適切と認める経費
- (6) 訓練時間の延長等に伴う職業訓練の経費

2 施設及び設備費に係る補助対象は、職業訓練実施団体が次の各号に掲げる要件に該当する職業訓練共同施設を設置又は整備し、又は職業訓練共同設備を設置又は整備するために要する経費とし、補助金の額は、補助対象経費に補助率（3分の2）を乗じて得た額とする。ただし、職業訓練共同施設については、市町村又は法第4章の規定により設立された職業訓練法人（以下「職業訓練法人等」という。）が設置又は整備する場合に限る。

(1) 職業訓練共同施設の要件

- ア 当該施設を利用することとなる職業訓練法人等の訓練生数を考慮した施設規模であること。また、当該訓練生が永続的に適正数確保される見通しであること。
- イ 施設を設置するための土地が確保されているものであること。
この場合、施設を設置するための土地が借地である場合には、少なくとも設置する

施設の耐用年数を上回る年数の賃貸借契約又は使用貸借契約がなされている等職業訓練の継続性が真に認められるものであること。

なお、施設を設置する土地の選定に当たっては、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に定める建築面積に対する割合、建築の構造、規模、採光、換気、通風、防災等の点から検討するとともに、都市計画法をはじめ関係法律の規制についても、十分配慮されたものであること。

ウ 施設は耐火構造又はこれに準ずる構造のものであること。

この場合、施設の構造は、鉄骨コンクリート造、鉄筋コンクリート造、天骨鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造、軽量鉄骨造スレートぶき等訓練施設として十分な耐久性のある構造のものであること。

エ 施設のうち、県の補助金の交付の対象となる部分は次に掲げるものとする。

教室、実習場、管理室（事務室、宿直室、用務員室及び湯沸室を含む。）、便所、洗面所、廊下（玄関、階段を含む。）、物置及びその他訓練に必要な部分。

なお、教室の数及び面積は、当該施設において訓練を行う職業訓練法人等の訓練生数、その他の利用者数からみて適当な規模のものであり、実習場は、集合して実技の訓練を行うのに必要な面積を有するものであること。

オ 施設については、家屋付帯設備工事（屋内給排水工事、屋内配線工事その他社会通念上必要とされる工事）についても補助対象とするものであること。

カ 新築については、職業訓練法人等が以前に本補助金（本補助金の前身の制度を含む。以下同じ。）により設置した施設がある場合には、以前に設置した施設の使用年数の経過、災害による亡失、都市計画による移転、訓練生数の大幅な増加等適正と認められるものについて補助の対象とするものであること。

キ 修繕については、職業訓練法人等が以前に本補助金により設置した施設に係る修繕について補助の対象とするものであること。

ク 施設費については、1 工事当たり 200 万円以上であり、知事が必要と認めるものを補助対象とすること。

(2) 職業訓練共同設備の要件

ア 集合して行う職業訓練の学科又は実技の訓練に必要な機械器具等であり、整備価格が単価 2 万円以上のものであること。

なお、価格が高額であり、かつ、技術の進展に伴いそのものを購入するよりも借り上げによることが適切であると知事が認める機械器具等については、借り上げ（リース）を含めること。

イ 設備についての管理責任者が定められるとともに、その維持管理が適正に行われるものであること。

ウ 機械器具については、必要な規格又は安全装置を具備したものであること。

エ 設備については、機械器具の操作に必要な付属工具についても補助対象とすること。
また、機械器具の設置のための屋内配線工事、設置運搬費についても補助対象とすること。

(交付申請)

第 3 条 補助金の交付を受けようとする市町村又は中小企業事業主等は、交付申請書（様式第 1 号）を知事に提出するものとする。ただし、職業訓練共同施設を設置又は整備する場合は職業訓練共同施設設置・整備計画書（様式第 1 号の 2）を、職業訓練共同設備を設置又は整備する場合は職業訓練共同設備設置・整備計画書（様式第 1 号の 3）をそれぞれ添付することを要する。

2 申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(交付決定)

第 4 条 知事は、前条の規定により提出された申請書を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の場合においては、知事は、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第 5 条 茨城県補助金等交付規則第 8 条第 1 項の知事の定める期日は、前条の補助金交付決定通知書の送付を受けた日から 14 日以内とする。

(変更申請)

第 6 条 補助金の交付決定の通知を受けた市町村又は中小企業事業主等（以下「補助事業者」という。）は、次に該当するに至ったときは、変更交付申請書（様式第 3 号）を速やかに知事に提出しなければならない。

(1) 運営費については、交付申請時における補助対象訓練生数が 100 分の 10 を超えて減少したとき。

(2) 施設及び設備費については、交付申請時の内容の補助事業の遂行が困難となったとき。

(変更承認)

第 7 条 補助事業者は次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、知事の承認を受けなければならない。

(1) 補助金の交付対象となった認定職業訓練に係る事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の配分又は補助事業の内容を著しく変更しようとするとき。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかにその旨を知事に届け出て、その指示を受けなければならない。

(実施状況報告書)

第 8 条 補助事業者は、実施状況報告書（様式第 4 号）を 11 月 10 日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条の規定により実績報告書が提出された場合には、その審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 補助金の額の確定方法については、別に定めるものとする。

(補助金の交付及び精算)

第11条 補助金の交付は、前条の額の確定後行なうものとする。ただし、事業遂行上概算で補助金の交付の必要があると知事が認めるときは、補助金の交付決定額の50%以内の額を前期に、40%以内の額を後期に交付することができる。

2 補助事業者は、前項ただし書きの規定により概算払を受けようとするときは、概算払を必要とする事由を記載した概算払申請書（様式第6号）を知事に提出するものとする。

3 補助事業者は、前項ただし書きの規定により概算払を受けたときは第10条に規定する実績報告書を提出する際に概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成5年茨城県告示第404号）様式第102号）を添付し、知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容及びこれに付した条件を変更することができる。

(1) 補助金の交付決定後生じた事情の変更により補助事業者が補助事業の全部又は一部を継続することができない場合

(2) 補助事業者が補助金を第2条に定める経費以外に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反した場合

2 前項第2号の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第13条 知事は補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 14 条 仕入控除税額が確定した場合の補助金の返還は、次のとおり行うものとする。

(1) 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）には、消費税及び地方消費税（仕入控除税額）に係る報告書（様式第 7 号）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の 5 月 31 日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

(2) 知事は、前項の報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

(施設、設備の用途)

第 15 条 職業訓練共同施設、職業訓練共同設備の用途は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業者である市町村は、中小企業事業主等が行う認定職業訓練のために、その設置又は整備した職業訓練共同施設又は職業訓練共同設備を利用させるものとする。

(2) 補助事業者である市町村は、前項に規定する業務の利用に支障のない範囲内で、同項に規定するもののほか、職業訓練に関し必要な業務に当該職業訓練共同施設又は職業訓練共同設備を利用させることができる。

(3) 補助事業者である中小企業事業主の団体又はその連合団体は、その設置又は整備した職業訓練施設又は職業訓練設備をその行う認定職業訓練に使用するほか、当該職業訓練に支障のない範囲内で、職業訓練に関し必要な業務に利用させることができる。

(財産の処分の制限)

第 16 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、補助事業の完了後においても善良な管理者のもとに管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

3 規則第 20 条ただし書に規定する財産処分の制限をする期間は、平成 20 年 4 月 17 日付機能発第 0417001 号の厚生労働省職業能力開発局長通達「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」で定める耐用年数の期間とする。

(書類の提出部数)

第 17 条 第 3 条、第 6 条、第 8 条、第 9 条及び第 14 条に規定する申請書及び報告書の提出部数は、1 部とする。

(書類の保管)

第 18 条 補助事業者は、補助事業に係る収支に関する帳簿及び証拠書類その他補助事業の実施の経過を明らかにするため必要な書類を補助事業完了の翌年度から起算して 5 年間整理

保管しなければならない。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 18 日より施行し、令和 5 年 4 月 1 日より適用する。

別 表

訓練の種類	訓練課程
普通職業訓練	普通課程 短期課程
高度職業訓練	専門課程 専門短期課程
指導員訓練	研修課程